

# e-Govの概要

---

令和4年11月10日  
デジタル庁  
国民向けサービスグループ

# e-Govの概要

- 各府省がインターネットを通じて提供している行政情報を総合的に提供（平成13年度～）
- インターネット上の一つの窓口から、24時間365日いつでも申請・届出が可能（平成18年度～）
- 民間ソフトウェア等から直接e-Govオンライン申請を行うAPI機能の本格運用（平成27年度～）
- e-Govリニューアル版運用開始（令和2年11月24日～）※APIも刷新版をリリース

<https://www.e-gov.go.jp>

e-GOV

行政情報を  
調べる



インター  
ネット

国民  
企業等

## 調べる

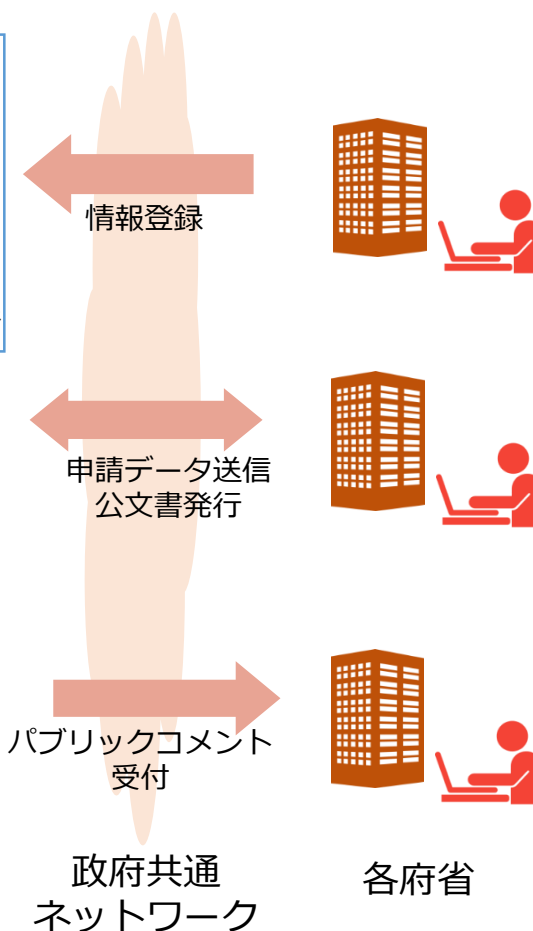
- 法令の検索
- 行政文書ファイル管理簿の検索
- 個人情報ファイル簿の検索
- 各府省のウェブサイトページリンク集

## 申請・手続

- e-Gov電子申請システム  
行政機関に対する申請・届出の  
手続がオンラインで可能

## 意見・要望

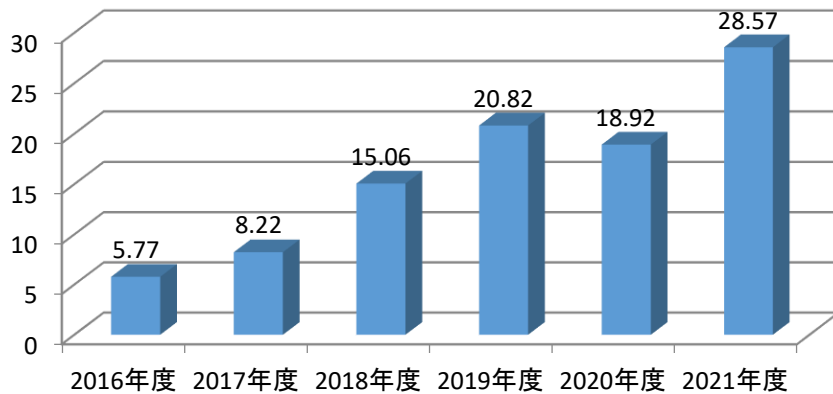
- パブリックコメントの投稿や、  
募集結果の確認



- e-Govの総アクセス件数は増加傾向にあり、2021年度のアクセス件数は約29億件
- 電子申請の利用が急激に伸びており、2021年度には申請届出件数は2,117万件
- 今後、大法人の電子申請義務化(※)への対応等により電子申請件数は更に大きく増加する見込み

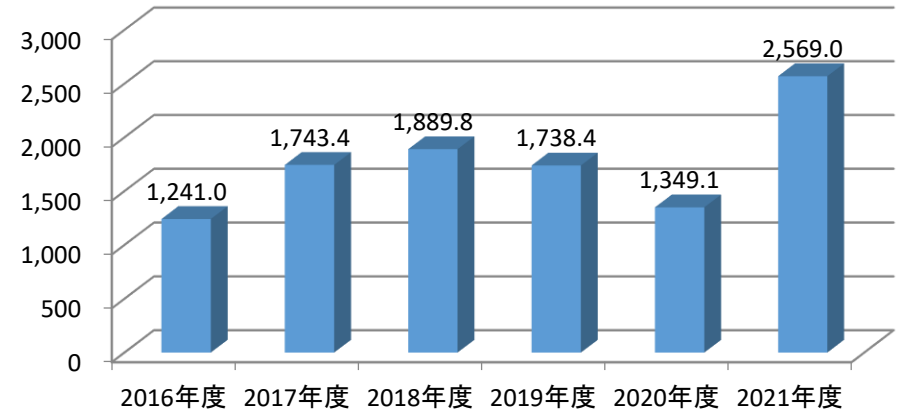
## ① e-Govへの総アクセス件数

(単位：億件)



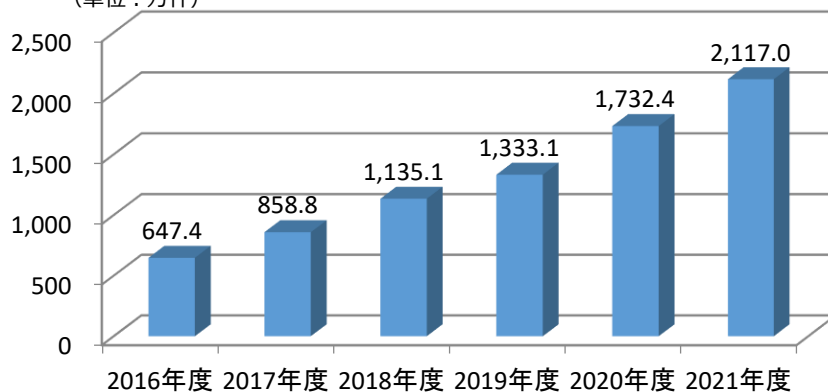
## ③ e-Govを通じたパブリックコメントアクセス件数

(単位：万件)



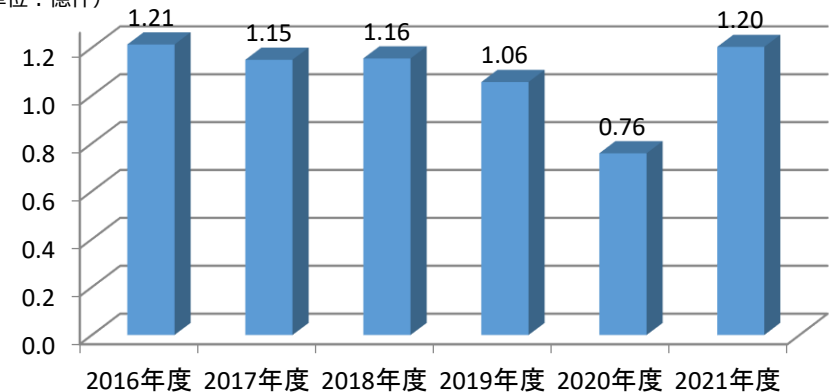
## ② 電子申請・届出等の受付件数

(単位：万件)



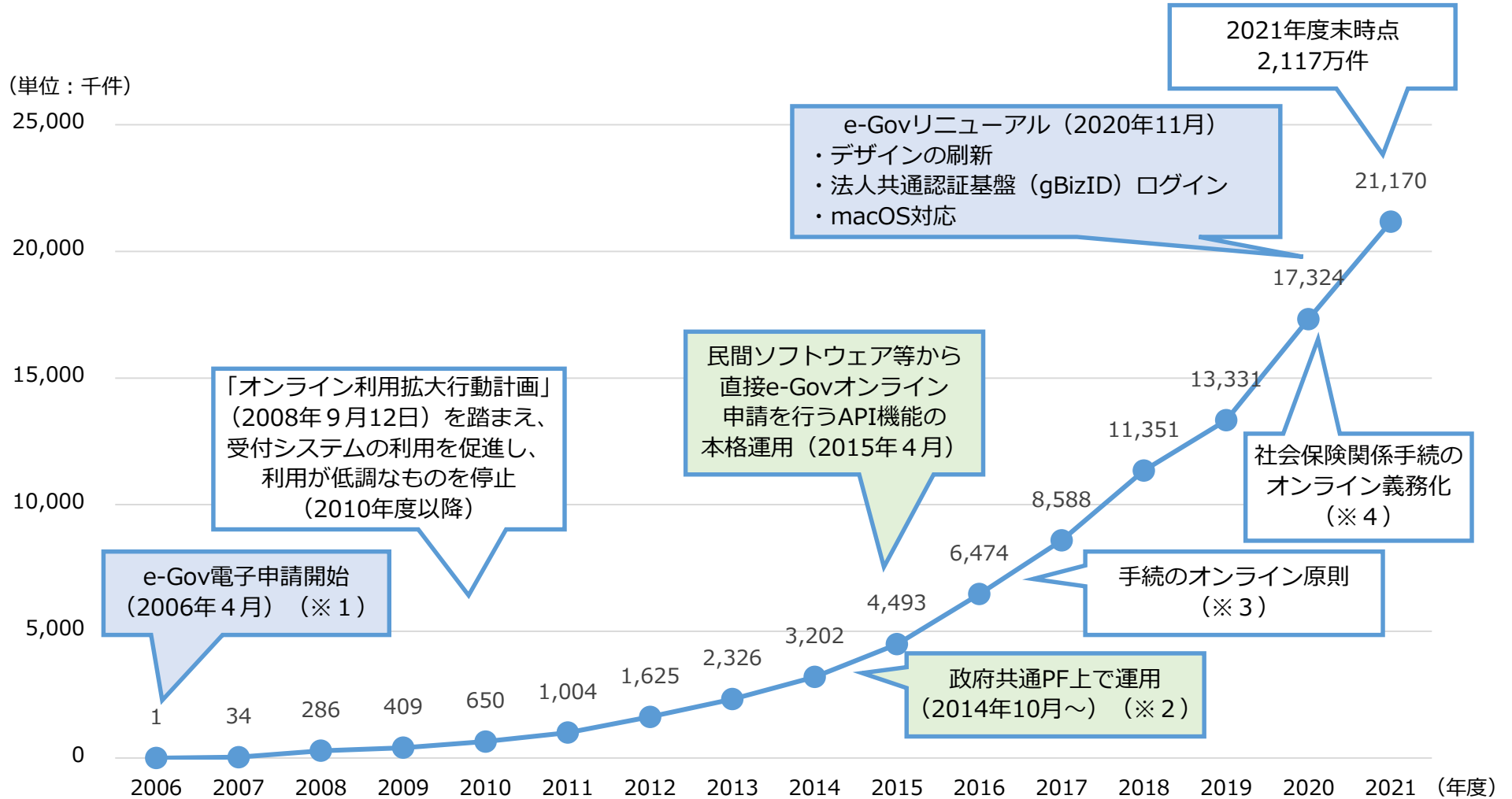
## ④ e-Gov法令検索へのアクセス件数

(単位：億件)



※「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）等において、社会保険等の行政手続のオンライン化を進め、行政手続コストの削減を実現するため、2020年4月から順次、大法人（資本金1億円以上等）電子申請を義務化することとされている。

# e-Govの年間電子申請件数の推移



※1 「電子政府構築計画」(2003年7月17日)を踏まえ、2001年4月に運用開始したe-Govに、2006年4月より、電子申請受付機能を追加。以降、2008年にかけて各府省庁旧汎用受付等システムをe-Govに順次移行。

※2 2014年9月までは、共同利用基盤上で運用。

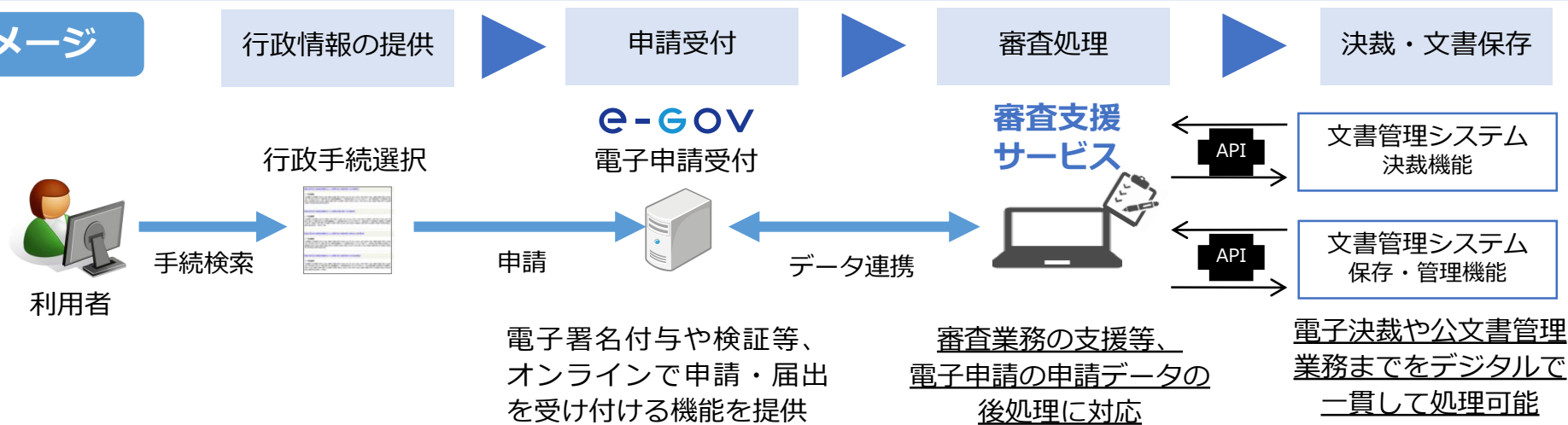
※3 「官民データ活用推進基本法」(2016年12月14日)に基づき、行政手続の申請、届出、処分の通知その他の手続に関して、オンラインを原則。

※4 「規制改革実施計画」(2018年6月15日)等において、社会保険等の行政手続のオンライン化を進め、行政手続コストの削減を実現するため、2020年4月から順次、大法人(資本金1億円以上等)電子申請が義務化。

## 審査支援サービスの導入（令和5年3月～）

- 現状、e-Govの電子申請サービスでは、電子申請の受付処理以降の審査処理等は、各府省庁側で申請受付、業務処理するシステムを構築し、e-Govと連携することが必要となっており、各府省庁では、予算要求等をした上で事業者を調達し、システムを構築・運用しなければならず、費用もかかり、迅速なオンライン化対応も困難。
- 審査支援サービスにより、申請を受け付けた後の申請データの收受・登録から、審査、公文書作成、行政決裁等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能。
- 審査支援サービスを利用して審査処理を行えば、各府省庁の審査等の個別業務処理システムが不要となり、新たに手続をオンライン化する機関の手間やコストを削減し、迅速なオンライン化を可能とする。

### イメージ



## 地方公共団体での活用に向けた機能拡張（令和5年度に設計開発を実施予定）

- e-Govは、各府省庁向けの電子申請に対応してきたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」とされていることを踏まえ、e-Govを活用して地方公共団体手続のオンライン化を図るにあたり、現状で不足する機能等、環境整備のための設計開発を実施予定。